

# 令和6年第1回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年1月17日（水）午後1時28分から午後1時59分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員 7名

農地利用最適化推進委員 2名

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	欠席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	欠席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	星 美代子
2番	阿部 謙一

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和6年第1回総会までの主な行事について

議案第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 2号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

会長 ただいまより令和6年第1回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会長 次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 星 美代子 委員と2番 阿部 謙一 委員にお願いします。

なお、欠席は2区の横山 智 委員、4区の小野 裕康 委員であります。

会長 それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号令和6年第1回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号令和6年第1回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

12月19日、相馬地方担い手育成・集落営農推進連絡会議、南相馬市において、菅野次長が出席しております。

12月26日、農地中間管理機構特例事業による所有権移転調整会議、役場において、鈴木会長、荒委員、目黒委員、事務局で会議をおこなっております。

1月7日、二十歳のつどい、交流センターにおいて、鈴木会長、事務局長が出席しております。

1月10日、新地町商工会「新春のつどい」、改善センターにおいて、鈴木会長、事務局長が出席しております。

1月10日、農地法申請等現地調査としまして、町内において、後藤委員、荒委員、中村委員、石田委員、事務局で調査を実施しております。

以上になります。

会長 ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会長 議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から5番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から5番を説明いたします。

2ページをご覧ください。1番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、農地中間管理機構を通して譲渡するため、令和5年11月24日付けで賃貸借の解約、令和5年12月25日付けで土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第2号に所有権移転が上程されております。

2番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人への譲渡のため、令和5年12月16日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第3号の1番に所有権移転が上程されております。

3ページをご覧ください。3番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和5年12月17日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。

4番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和5年12月17日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。

4ページをご覧ください。5番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、設定内容等の変更により、令和5年12月28日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第2号の1番に新たな利用権設定が上程されております。

以上でございます。

会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 会長 異議なしと認め、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から5番を原案どおり承認いたします。
- 会長 議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から11番を事務局より説明を求めます。
- 事務局 議案第2号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から11番をご説明いたします。
- 5ページをご覧ください。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（旧基盤法 第18条第1項）の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。
- 1番から2番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は1番が1筆あたり9,450円、2番が10アール当たり、5,000円又は米30kgで貸し付ける計画であります。
- 3番から4番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は3番及び4番とも10アール当たり、米30kgで貸し付ける計画であります。
- 5番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アール当たり3,000円及び米30kgで貸し付ける計画であります。
- 6番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、10アール当たり13,000円で貸し付ける計画であります。
- 6ページをご覧ください。7番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、無償で貸し付ける計画であります。
- 8番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、10アール当たり6,500円で貸し付ける計画であります。
- 9番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、2筆で米90kgで貸し付ける計画であります。
- 10番から11番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のと

おりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は、10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から11番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長 議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の1番について説明します。議案は7ページになります。譲渡人・譲受人・申請のあった農地は議案に記載のとおりであります。土地の権利移動は売買で、売買価格は議案に記載のとおりであります。

なお、譲受人は農地中間管理機構の指定を受けており、農地中間管理事業の特例事業として取得し、担い手へ売り渡す予定でありますことを申し添えます。

以上であります。

会長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第2号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の1番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から6番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から6番をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地にこれまで通り水稻を栽培する計画であります。

2番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地にこれまで通りそばを栽培する計画であります。

9ページをご覧ください。

3番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地にニラを栽培するとともに農業用倉庫を設置する計画であります。

4番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地に蔬菜類を栽培する計画であります。

10ページをご覧ください。

5番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地に蔬菜類を栽培する計画であります。

6番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地に山林苗、緑化木を生産する計画であります。

説明は以上です。

会長 それでは議案第3号の1番から6番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から6番は原案のとおり承認し許可と致します。

会長 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、7番は菅野 昌孝 委員の案件であるため、菅野委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[ 菅野 昌孝 委員 退席 ]

会長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、7番を事務局より説明を求めます。

事務局 7番をご説明いたします。議案は11ページになります。譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地に水稻を栽培する計画であります。

説明は、以上です。

会長 それでは議案第3号の7番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、7番は原案のとおり承認し許可と致します。

会長 菅野昌孝委員に関する案件の審議が終わりましたので、席へ戻ってください。

[ 菅野 昌孝 委員 着席 ]

会長 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をいたします。

議案の12ページと資料1ページから3ページになります。申請人、申請地は議案の記載とおりであります。転用目的は、農家住宅であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になつていないことから第2種農地と判断されます。周囲の状況から、申請地以外に適地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会長 この件に関しましては、1月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

荒委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、1月10日に後藤一茂委員、中村雄志委員、石田敏裕委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明します。議案12ページと資料の1ページから3ページをご覧下さい。申請地は議案に記載のとおりであります。現地の周辺は資料の1ページから2ページの記載のとおりで、申請地は平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及んでいないと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第4号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり「許可相当」とし、福島県知事へ意見を送付いたします。

会長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をいたします。

1番を説明致します。議案の13ページと資料4ページから6ページになります。設定人、被設定人、申請地は議案の記載とおりであります。転用目的は、個人住宅であり、権利の移動は使用貸借権の設定であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。周囲の状況から、申請地以外に適地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

2番を説明致します。議案の14ページと資料7ページから9ページになります。譲渡人、譲受人、申請地は議案の記載とおりであります。転用目的は、太陽光発電設備用地であり、権利の移動は売買による所有権の移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。周囲の状況から、申請地以外に適地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

3番を説明致します。議案の15ページと資料10ページから12ページになります。設定人、被設定人、申請地は議案の記載とおりであります。2番で説明致しました転用目的達成のための作業用通路であり、権利の移動は使用貸借権の設定であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。周囲の状況から、申請地以外に適地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会長 この件に関しましては、1月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

荒委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、1月10日に後藤一茂委員、中村雄志委員、石田敏裕委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明致します。議案13ページと資料の4ページから6ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、申請地は平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及んでいないと見て参りました。

2番を説明致します。議案14ページと資料の7ページから9ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、申請地は南に向かって傾斜のある土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を説明致します。議案15ページと資料の10ページから12ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載のとおりで、土地全体としては南に向かって傾斜のある土地でありますが、申請地の部分は耕作用通路になっております。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第5号の1番から3番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番は原案とおり承認し「許可相当」とし、福島県知事へ意見を送付いたします。

会長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第1回農業委員会総会を閉会いたします。